

平成27年3月26日

各指定特定相談支援事業者 様
各指定一般相談支援事業者 様
各指定障害福祉サービス事業者 様
各指定京都市地域生活支援事業の事業者 様

保健福祉局障害保健福祉推進室
在宅福祉課長、施設福祉課長
(在宅福祉第一担当、施設福祉担当)

平成27年4月以降における計画相談支援の具体的な取扱いについて（通知）

平素は、本市の障害保健福祉行政の推進に御尽力いただくとともに、計画相談支援の実施にも御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成27年3月10日付本市通知「平成27年4月以降におけるサービス等利用計画の取扱いについて」を補足するものとして、下記のとおり通知しますので、引き続き御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 計画相談支援と支給決定等の流れについて

計画相談支援導入による障害福祉サービス及び地域相談支援の申請からサービス利用までの流れにつきましては、平成25年9月5日付本市通知「障害福祉サービスにおけるサービス等利用計画の取扱いについて」においてお示ししてきたところですが、平成27年4月以降の過渡期におけるセルフプランを活用した場合等を含め改めて別紙1のとおりお示しします。

なお、障害福祉サービス及び地域相談支援を初めて利用するため関係事業所がない場合は別紙1の③又は④のとおり取り扱うこととします。

2 サービス等利用計画案提出依頼書（サービス等利用計画の提出のご依頼）について

これまで区役所・支所等において、障害福祉サービス及び地域相談支援の申請時に、当該利用者が利用しているサービス提供事業者による指定特定相談支援事業所の設置状況等を踏まえ、指定特定相談支援事業所等が作成する計画案の提出を求める際に当該利用者にお渡ししてきたサービス等利用計画案提出依頼書（サービス等利用計画の提出のご依頼）を別紙2のとおり改定しました。

3 計画相談支援等に係る受給者証の変更について

本市においては、平成27年4月から障害児相談支援を実施いたします。児童福祉法に基づく障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援等）と障害福祉サービスを併給する児童については、障害児相談支援と計画相談支援の両方の対象者となります。そのため、両方の指定を受けている事業所（指定障害児相談支援事業所かつ指定特定相談支援事業所）が、両方の計画を一体的に作成するとされています（1つの計画様式で可）。この場合には、報酬は障害児相談支援給付費のみ算定される（計画相談支援給付費は算定できない）とされているため、障害児相談支援のみ決定することに

なります。そこで、福祉サービス等受給者証（桃色）・地域生活支援事業受給者証（黄色）・児童通所受給者証（青色）について、平成27年3月27日から別紙3のとおり記載することにより、受給者、事業所に対して、どの受給者証を見ても、障害児相談支援の支給対象者であることがわかるようにします。

なお、平成27年3月10日付本市通知「平成27年4月以降におけるサービス等利用計画の取扱いについて」でお知らせしたとおり、平成27年4月以降、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している児童に係る、計画相談支援及び障害児相談支援の取扱い等につきましては、別途通知を予定しています。

4 その他

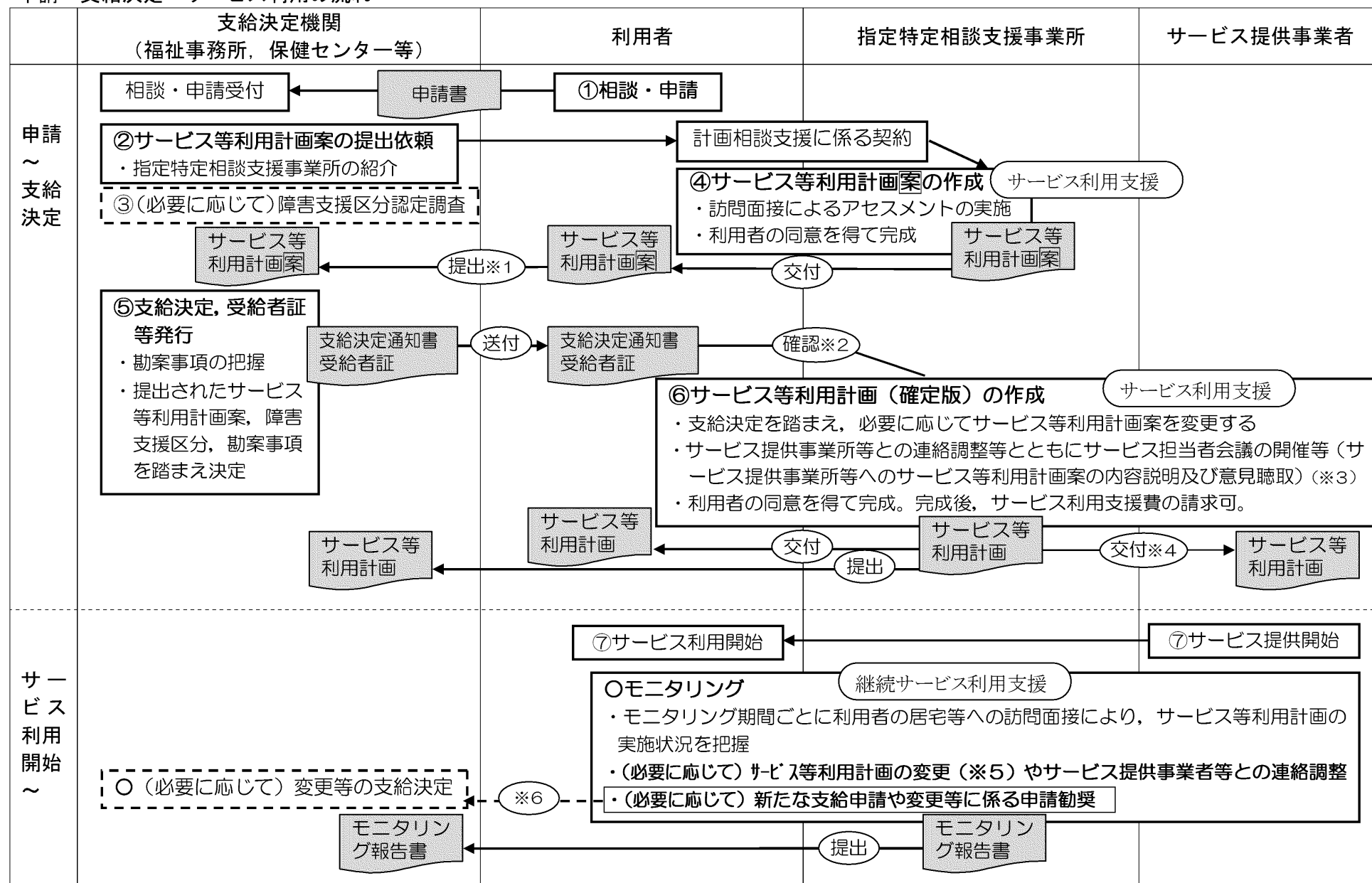
計画相談支援のQ&A等について、これまでいただいた御質問等を踏まえ、改めて発出を予定しています。

計画相談支援と支給決定等の流れについて

- ① 指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案を提出いただいた場合の支給決定等の流れについて
- ② サービス提供事業者の援助によるサービス等利用計画案（過渡期のセルフプラン）を提出いただいた場合の支給決定等の流れについて
- ③ 新規申請のため関係事業所がなく、利用開始後に指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案を提出いただく場合の支給決定等の流れについて
- ④ 新規申請のため関係事業所がなく、利用開始後にサービス提供事業者の援助によるサービス等利用計画案（過渡期のセルフプラン）を提出いただく場合の支給決定等の流れについて

① 指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案を提出いただいた場合の支給決定等の流れについて

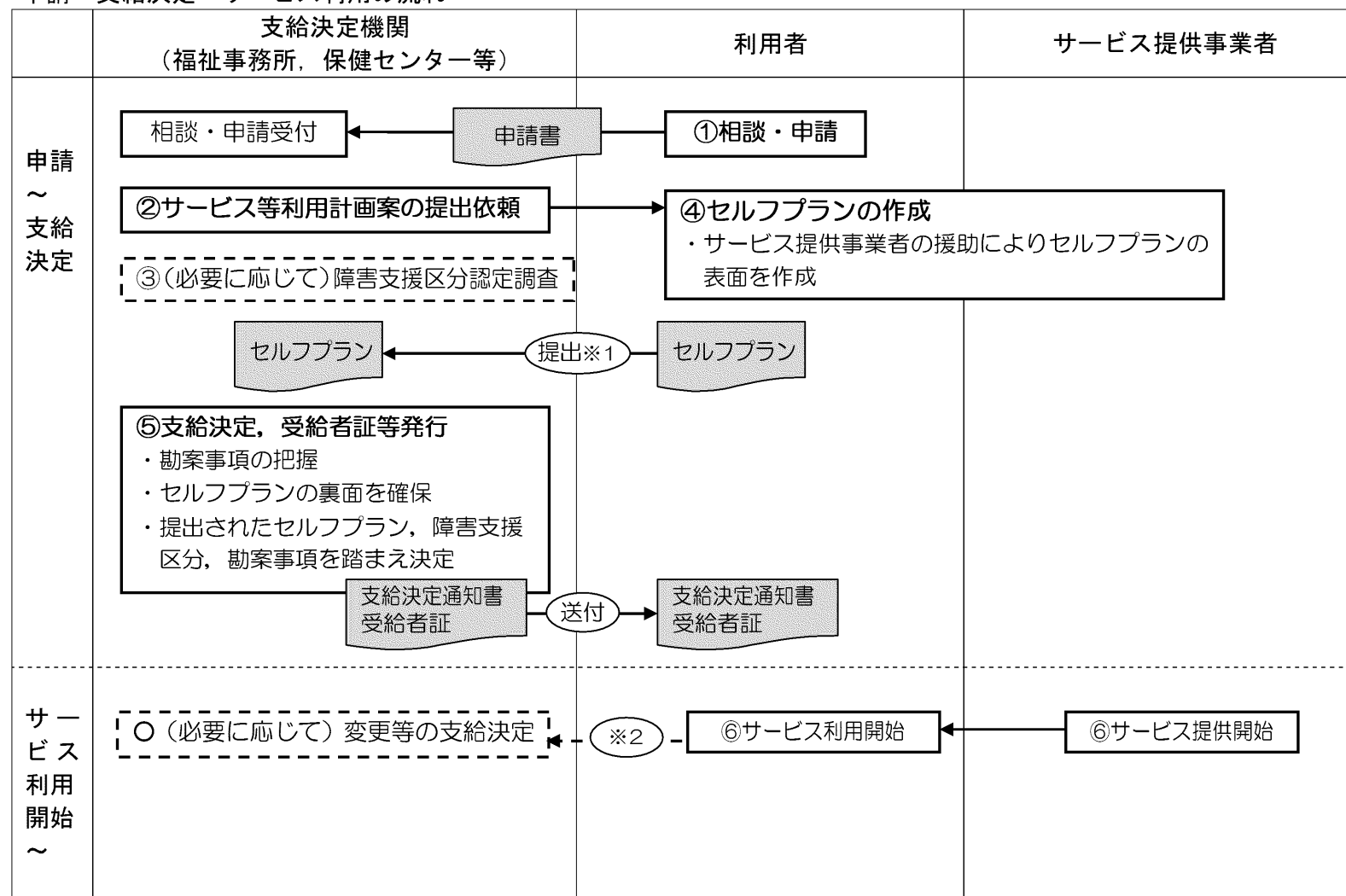
申請～支給決定～サービス利用の流れ



- ※1 利用者同意のもと指定特定相談支援事業所から支給決定機関への提出可。また、支給決定機関にはアセスメント表の提出も必要（利用者への交付は不要）。
- ※2 利用者同意のもと指定特定相談支援事業所から支給決定機関への確認可。
- ※3 サービス担当者会議の開催等は「④サービス等利用計画^案の作成」の際に実施することも可。ただし、「⑥サービス等利用計画（確定版）の作成」に当たり、サービス等利用計画案から変更がある場合（利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を除く）は、再度サービス担当者会議の開催等によりサービス提供事業所等へのサービス等利用計画案の内容説明及び意見聴取が必要。
- ※4 サービス担当者会議の開催等を「④サービス等利用計画^案の作成」の際に実施した場合に、「⑥サービス等利用計画（確定版）の作成」に当たり、サービス等利用計画案から変更がない場合は交付を省略できる。ただし、サービス等利用計画案の内容で確定した旨をサービス担当者会議の参加者に連絡すること。また、利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）があった場合は、変更内容を反映したサービス等利用計画をサービス担当者会議の参加者にも交付すること。
- ※5 計画変更（利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を除く）に当たっては、上記のサービス利用支援に準じた手続き（福祉事務所・保健センター等へのサービス等利用計画案の提出等を除く。）が必要。
- ※6 新たな支給決定が必要な場合は、上記のサービス利用支援の手続きが必要。

② サービス提供事業者の援助によるサービス等利用計画案（過渡期のセルフプラン）を提出いただいた場合の支給決定等の流れについて

申請～支給決定～サービス利用の流れ

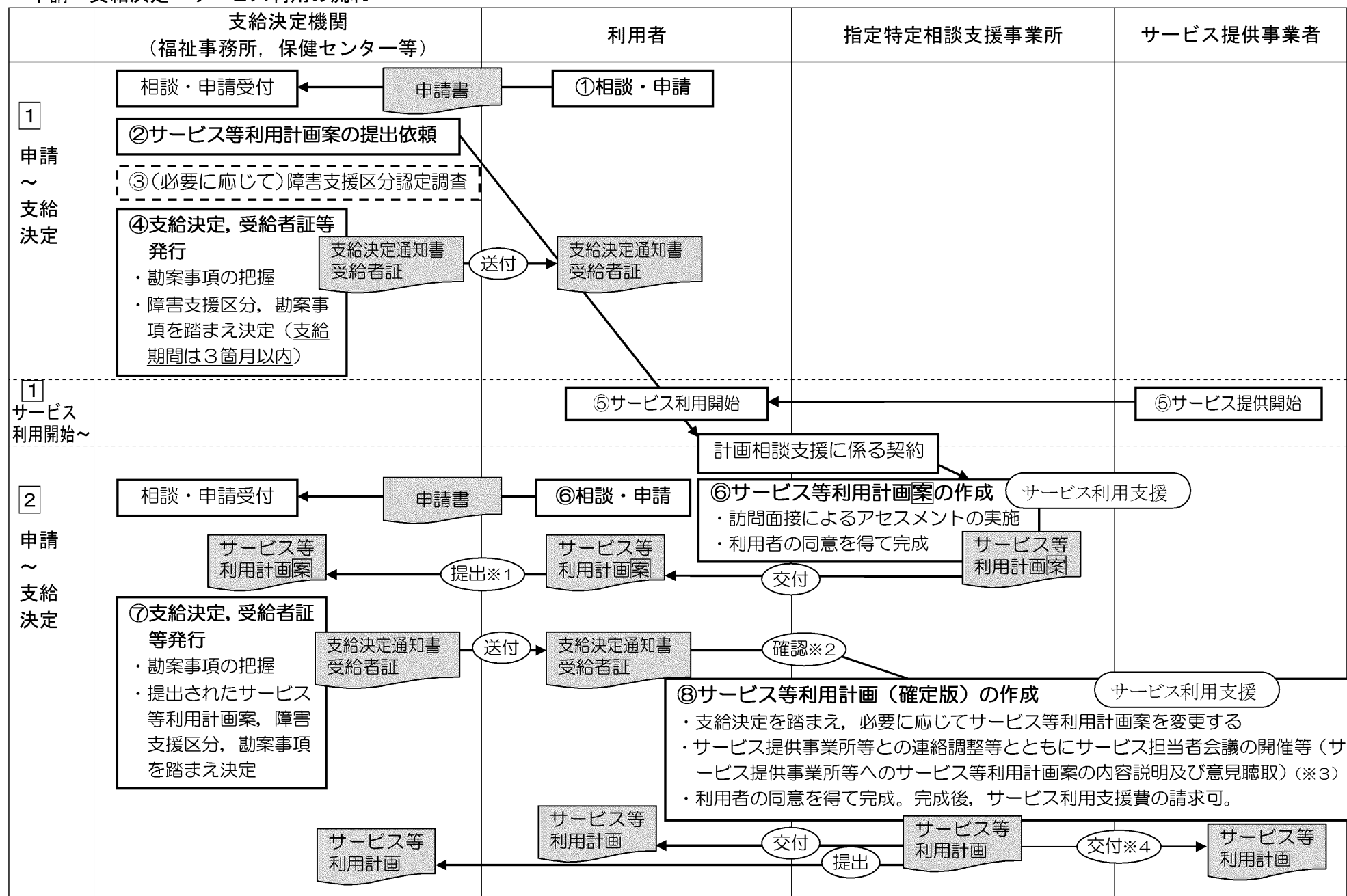


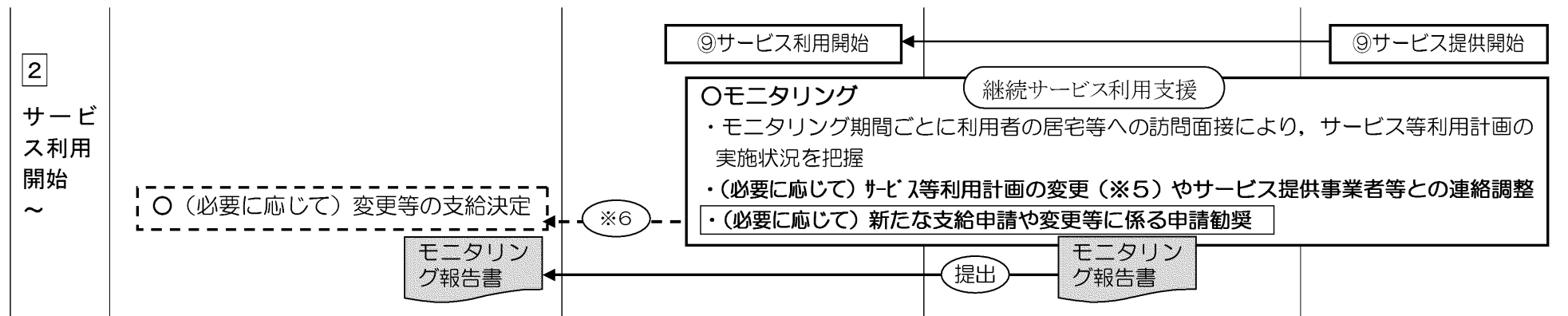
※1 利用者同意のもとサービス提供事業者から支給決定機関への提出可。

※2 新たな支給決定が必要な場合は, 上記の申請～支給決定の手続きが必要。

③ 新規申請のため関係事業所がなく、利用開始後に指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案を提出いただく場合の支給決定等の流れについて

申請～支給決定～サービス利用の流れ





※1 利用者同意のもと指定特定相談支援事業所から支給決定機関への提出可。また、支給決定機関にはアセスメント表の提出も必要（利用者への交付は不要）。

※2 利用者同意のもと指定特定相談支援事業所から支給決定機関への確認可。

※3 サービス担当者会議の開催等は「⑥サービス等利用計画案の作成」の際に実施することも可。ただし、「⑧サービス等利用計画（確定版）の作成」に当たり、サービス等利用計画案から変更がある場合（利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を除く）は、再度サービス担当者会議の開催等によりサービス提供事業所等へのサービス等利用計画案の内容説明及び意見聴取が必要。

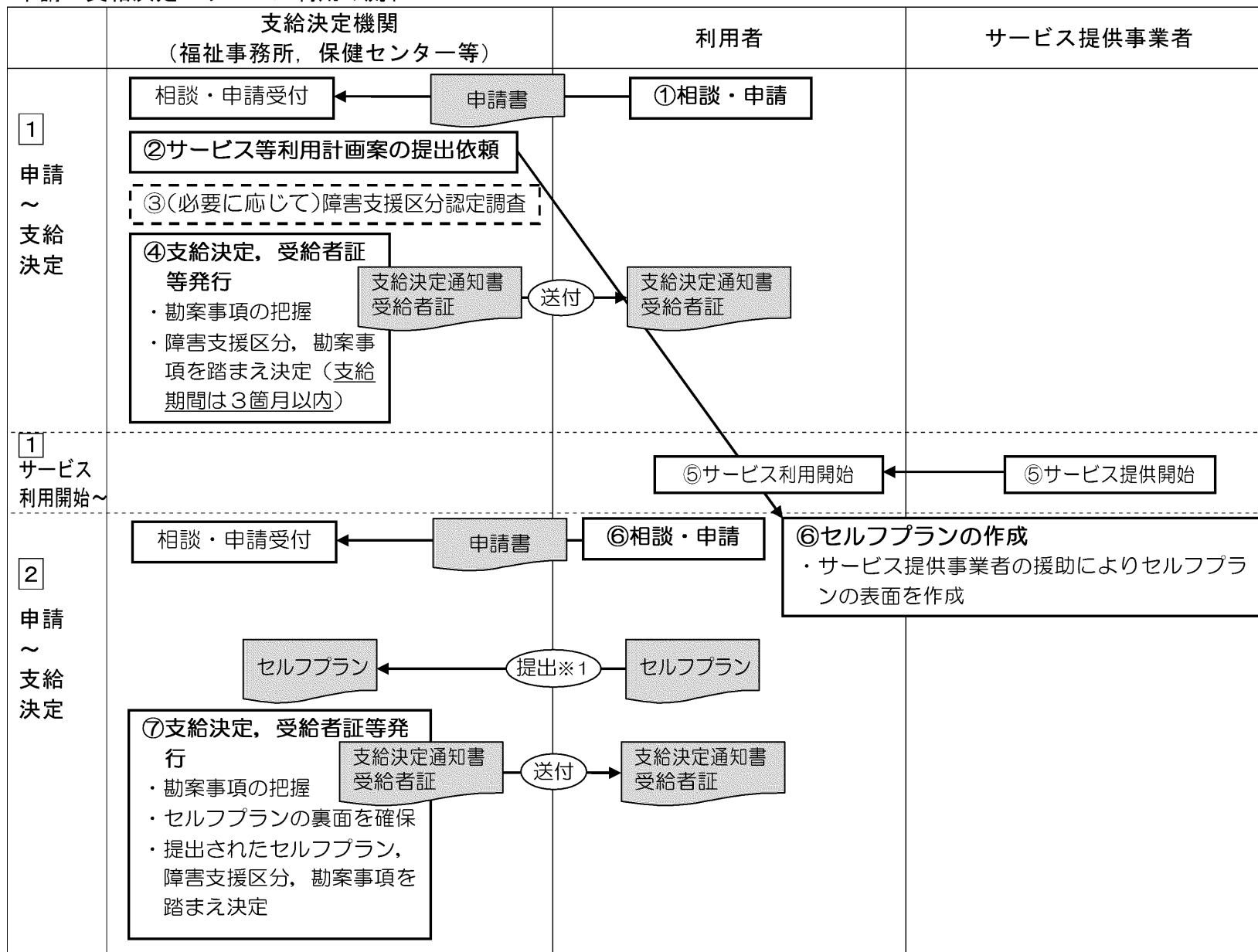
※4 サービス担当者会議の開催等を「⑥サービス等利用計画案の作成」の際に実施した場合に、「⑧サービス等利用計画（確定版）の作成」に当たり、サービス等利用計画案から変更がない場合は交付を省略できる。ただし、サービス等利用計画案の内容で確定した旨をサービス担当者会議の参加者に連絡すること。また、利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）があった場合は、変更内容を反映したサービス等利用計画をサービス担当者会議の参加者にも交付すること。

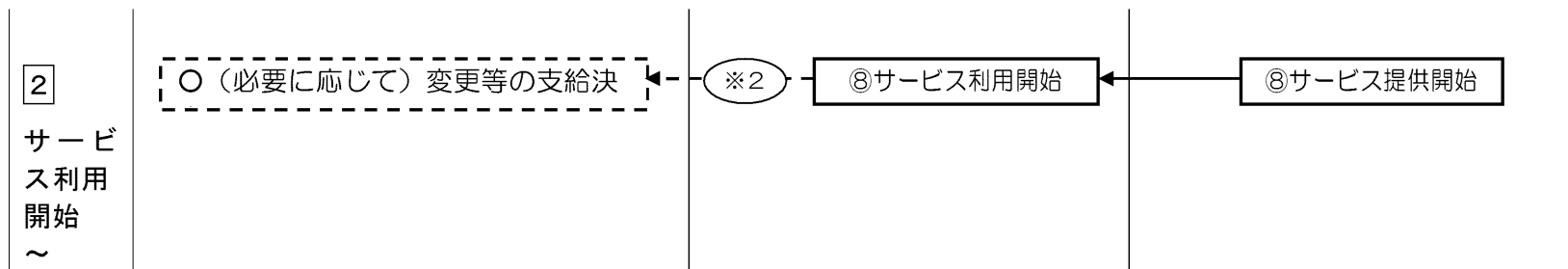
※5 計画変更（利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を除く）に当たっては、上記のサービス利用支援に準じた手続き（福祉事務所・保健センター等へのサービス等利用計画案の提出等を除く。）が必要。

※6 新たな支給決定が必要な場合は、上記のサービス利用支援の手続きが必要。

④ 新規申請のため関係事業所がなく、利用開始後にサービス提供事業者の援助によるサービス等利用計画案（過渡期のセルフプラン）を提出いただく場合の支給決定等の流れについて

申請～支給決定～サービス利用の流れ





※1 利用者同意のもとサービス提供事業者から支給決定機関への提出可。

※2 新たな支給決定が必要な場合は，上記の申請～支給決定の手続きが必要。

しょうがいふくし サービスを利用される方へ

サービス等利用計画の提出のご依頼

平成24年の制度改正により、障害福祉サービス（地域相談支援を含む。）を利用するすべての方に「サービス等利用計画」の作成が必要となりました。今後は、提出されたサービス等利用計画を参考にしながら、障害福祉サービスの支給決定を行うこととなります。

京都市においては、障害福祉サービスの新規申請や更新の時期に合わせて、サービスを利用する方全員にサービス等利用計画の提出を依頼いたします。

1 サービス等利用計画とは

サービス等利用計画は、障害福祉サービスの支給決定を受けている方が、サービスを計画的に利用し生活の質をさらに向上させるため、福祉、保健、医療、就労などの幅広い支援や、最も適切な障害福祉サービスの組合せなどについて検討し、作成する総合的な支援計画です。

■サービス等利用計画は誰が作りますか？

計画は、市の指定する特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。

※ 利用者本人や家族等が作成することもできます（セルフプラン）。

■計画作成に費用はかかりますか？

計画作成に利用者負担はありません（所得にかかわらず、すべての方が無料）。

2 計画作成の対象者

障害福祉サービスを利用するすべての障害のある方が対象となります。

新規や更新、変更の申請をする場合、「サービス等利用計画の提出のご依頼」

（本紙）を持参のうえ、特定相談支援事業所にご相談ください。

■計画作成の対象とならない方

- ・地域生活支援事業（移動支援、訪問入浴、日中一時支援、地域活動支援センター（デイサービス））のみの利用者
- ・介護保険でケアプランが作成されている方（必要に応じて、ご提出いただく場合があります。）

■計画作成できる特定相談支援事業所が見つからない等の場合

「4 お問い合わせ先」の相談窓口へご連絡ください。特定相談支援事業所をご紹介します。また、もし特定相談支援事業所が見つからない場合でも、引き続き現在のサービスを利用させていただくことができるよう相談・調整させていただきます。

3 モニタリングの実施

障害福祉サービスの利用開始後は、作成したサービス等利用計画が適切であるかどうかなど、特定相談支援事業所が一定期間ごとにサービス等の利用状況を把握・検証します（モニタリング）。その結果を踏まえ、必要に応じてサービス等の見直しを行います。

4 お問い合わせ先

京都市〇〇福祉事務所 支援課 支援第二担当

電話 075-XXX-1111 FAX 075-XXX-2222

障害福祉サービス（又は地域相談支援）を申請される方へ

京都市

サービス等利用計画案提出依頼書

障害者総合支援法の規定に基づき、支給（給付）要否決定を行うに当たって、申請時に「サービス等利用計画案」をご提出いただきますようお願いいたします。

特定相談支援事業所に「サービス等利用計画案」の作成を依頼される場合は、

「障害福祉サービス利用申請書（介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費・計画

相談支援給付費・地域生活支援事業）支給申請兼利用者負担減額・免除等申請書）」において、「申請するサービス」の計画相談支援の申請欄に☑チェックを入れてください。

計画相談支援等に係る受給者証の変更

平成27年度からの計画相談支援及び障害児相談支援の本格実施に向け、平成27年3月27日交付以降の受給者証について、障害児相談支援の支給の決定がある場合等の記載を以下のとおりとします。

【見本】變更箇所・・・部分

福祉サービス等受給者証 (桃色)

地域生活支援事業受給者証（黄色）

児童通所受給者証（青色）

[illegible]

【変更点】各証に係る支給情報を相互に記載。

(六)	
計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	
指定相談支援事業者名	
モニタリング期間	
予備欄	児童相談支援給付費支給あり
特定障害者特別給付費の支給内容	
支給額	円/日
予備欄	

(五)			
利用者負担		利用者負担 上限月額	
移動支援 (身体介護を 伴わない)	なし		
特記事項		(「()」内を追加)	
福祉サービスの支給決定あり			
(児童相談支援給付費の支給あり)			
利用者負担上限月額の認定は行っていません			
(予備欄)			

(四)	
児童相談支援給付費の支給内容	
支給期間	平成26年11月 1日～ 平成27年10月31日
指定相談支援事業者名	
計画相談支援 結合テスト用 26300- 0000-5-755+++++	
モニタリング期間	
3ヶ月ごと	
予備強	
福祉サービスの支給決定あり 地域生活支援事業の支給決定あり	